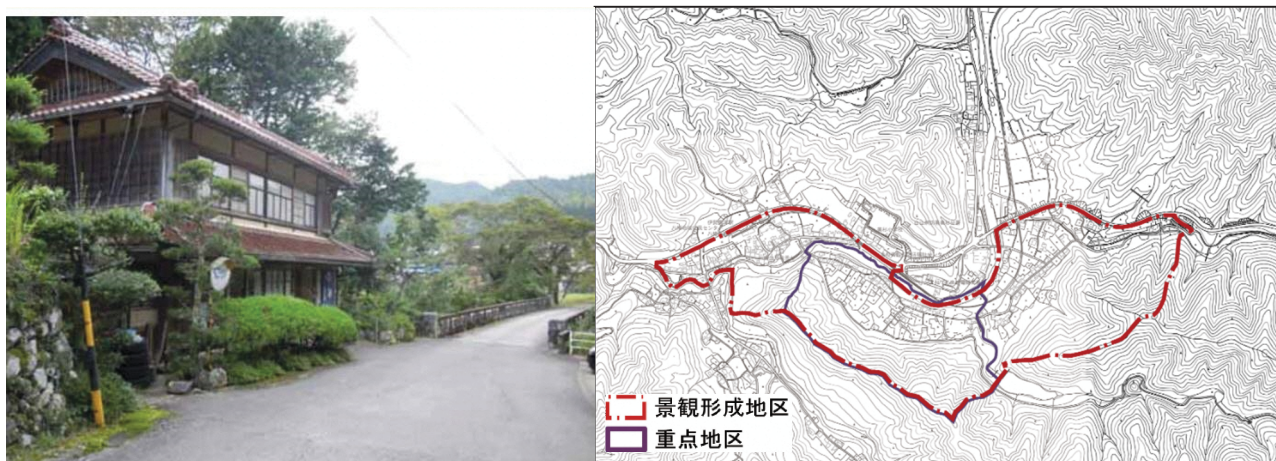


⑨ 奥津地区

【景観形成地区】 【重点地区（須郷の里景観保全地区）】



《景観形成地区》

- ◆建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

項目		景観形成基準
規模・配置		・できる限り低層とし、歴史的まちなみや集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。 ・街道に面する3階以上の壁面は、後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。
形態意匠		・屋根は、勾配屋根（できる限り4/10～5/10）とするとともに、周辺の歴史的まちなみや集落の家並みと調和したものとすること。 ・街道に面する建築物においては、適度な出を有し、隣り合う建築物と高さを揃えた軒・庇を設けるなど、歴史的まちなみとの調和に配慮すること。 ・建築物等の街道に面する1階及び2階の形態意匠は、隣地や周辺の歴史的建造物との連続性に配慮すること。
色	外壁	・建築物等の外壁については、色彩基準表（別表1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
外構		・街道に面して空地や駐車場等を設置する場合は、できる限り和風の門や塀、生け垣などで囲い、歴史的まちなみの連続性に配慮すること。 ・擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。
その他		・街道に面する夜間の屋外照明は、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気演出するよう配慮すること。
電気及び通信施設		・原則として高さは、15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

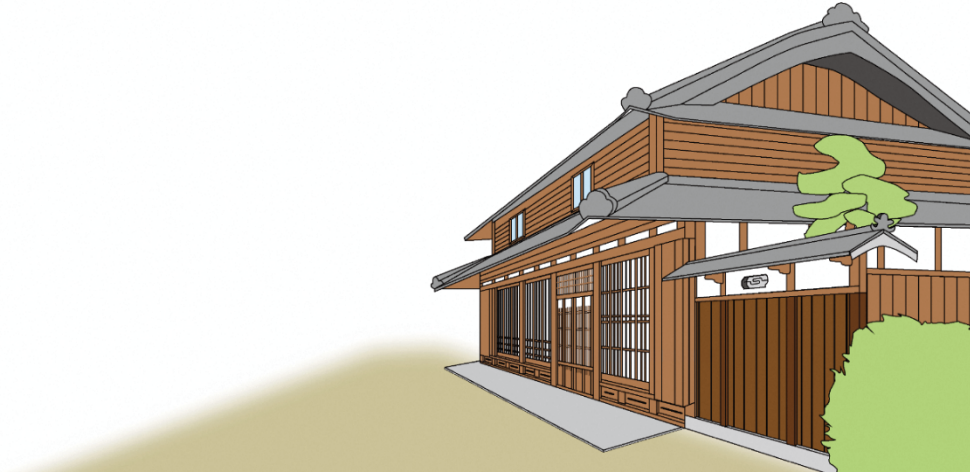
- ◆開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）
山地景観ゾーンの景観形成基準に準じることとします。
- ◆土石の採取又は鉱物の掘採
山地景観ゾーンの景観形成基準に準じることとします。
- ◆屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
山地景観ゾーンの景観形成基準に準じることとします。

《重点地区（須郷の里景観保全地区）》

伊勢本街道の雲出川に架かる宮城橋を渡ると、奥津宿の須郷の里となります。お伊勢参りの人々がここを通り難所といわれた飼坂峠を越えて多気宿に向かいました。

このため、須郷の里の街道沿いには、峠越え前の宿となる旅籠の名残を残す立派な門構えを持つ屋敷型の建築物、また、職人街として栄えた名残の鍛冶屋、桶屋、駕籠屋、傘屋等を営んだ連子格子が美しい入母屋平入りなどの農家・町家中間型の建築物などが残るなど、風情あるまちなみがみられます。しかし、これらの建築物の分布には、一定の法則がなく、地区内に散見されることから、地区内の建築物を、「農家・町家中間型の建築物」と「屋敷型の建築物」に類型化します。

A 農家・町家中間型建築物



B 屋敷型建築物



A 農家・町家中間型建築物	切妻平入り、入母屋平入りや日本瓦葺き、下見板貼り、板張り と漆喰塗りの組み合わせた外壁、美しい連子格子（商家は、ガ ラス戸）など
B 屋敷型建築物	板塀（頭部日本瓦葺き）、下見板貼りや漆喰塗りの塀、生け垣、 切妻平入り、入母屋平入りや日本瓦葺きの主屋・離れ など

※表中の「●」印が「A」、「B」の各建物形態で適用する景観形成基準を示します。

※表中の「修景基準」とは、歴史的まちなみを後世に継承するため、より積極的に魅力ある景観形成に取り組む所有者に適用される基準です。

◆建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目		景観形成基準	A	B
規模・配置		・建築物の高さの最高限度は、2階建てかつ10m以下とし、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。ただし、伝統的工法による建築は、この限りでない。	●	●
		・道路に面する建築物は、周辺の歴史的建造物の壁面の位置と揃えること。やむを得ず壁面を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮すること。	●	
		・道路に面する壁面の位置は、周辺の建造物の壁面から突出しないよう配慮すること。		●
		・駐車場や空地確保のため建物を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮すること。		●
		・土蔵をできる限り継承するよう努めること。	●	●
形態・意匠	構造	・構造は、木造の和風を基本とすること。	●	●
		・やむを得ず鉄骨造等とする場合は、外観が歴史的まちなみと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮すること。	●	●
	屋根	・建築物の屋根勾配は、4/10～6/10とし、周辺のまちなみと調和したものとする。ただし、伝統的工法による建物は、この限りでない。	●	●
		・土蔵の屋根勾配は、現状の勾配を維持すること。	●	●
	修景基準	・建築物の屋根は、周辺の歴史的建造物と揃え、切妻平入りや入母屋平入とし、日本瓦葺きとすること。	●	●
		・土蔵の屋根は、切妻とし、日本瓦葺きとすること。	●	●
	軒・庇	・隣り合う建築物と高さを揃えた適度な出を有する軒・庇を設けること。これが困難な場合は、周辺のまちなみと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮すること。ただし、伝統的工法による建物は、この限りでない。	●	
		・軒・庇は、適度な軒の出(60cm以上)を有すること。	●	●
	外壁	・外壁は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とするなど、周辺の歴史的建造物と調和した色彩及び素材とすること。	●	●
		・土蔵の外壁は、木材の素材色、漆喰の白色、黒色など、周辺の土蔵と連続感のある色彩及び素材とすること。	●	●
	修景基準	・道路に面する外壁は、漆喰壁、下見板張り、板張りとする。こと。	●	●
		・土蔵の外壁は、板張りとし、その上部は、漆喰壁とすること。ただし、伝統的意匠による外壁は、この限りでない。	●	●
	開口部・建具	・道路等から容易に見ることのできる建具は、原色(白色を含む。)を避け、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とし、周辺の歴史的まちなみとの調和に配慮すること。	●	●
		・土蔵の道路から容易に見ることのできる建具は、現状の色彩を維持すること。ただし、やむを得ない場合は、周辺の歴史的まちなみとの調和に配慮すること。	●	●

項目			景観形成基準	A	B
形態・意匠	修景基準		・道路に面する建具は、木製とすること。ただし、木目調にするなど、歴史的まちなみと調和したものとする場合は、この限りでない。	●	●
			・道路に面する玄関や窓等の開口部には、格子等の伝統的意匠を用い、周辺の歴史的建造物との調和を図ること。	●	
			・土蔵の道路に面する建具は、現状を維持すること。	●	●
	附属建築物		・道路から見える日よけテント、附属建築物は、使用する色彩相互の調和や使用する量、位置のバランスに工夫すること。	●	●
	附属設備		・道路等の公共場所から容易に目立たない位置に設置、配管するように配慮すること。ただし、暖色系の低彩度の色彩とした場合は、この限りでない。	●	●
		修景基準	・道路から見えるものについては、木製格子等で覆う或いは伝統的な素材とするなど、周辺の歴史的まちなみとの調和を図ること。	●	●
	色彩		・周辺のまちなみとの調和に配慮し、落ち着いた色合いの低彩度とし、マンセル表色系（色彩基準表参照）において各色相に応じ明度・彩度の上限を定める。ただし、着色をしていない木材、土壁等の自然素材については、この限りでない。	●	●
		修景基準	・「屋根」、「軒・庇」及び「外構」の修景基準における日本瓦葺きの色彩は、灰色若しくはそれに類する色（色相5YR～5Y、明度6以下、彩度1以下と同等の色）とする。	●	●
			・土蔵の屋根及び軒・庇は、灰色若しくはそれに類する色（色相5YR～5Y、明度6以下、彩度1以下と同等の色）の日本瓦葺きとすること。ただし庇を銅板葺きとした場合は、この限りでない。	●	●
	素材		・反射性のある素材は、使用を避けること。	●	●
			・できる限り自然素材を使用すること。	●	●
	看板・案内板		・自家用以外の看板等は、設けないこととする。	●	●
			・自家用の看板等を設ける場合、形態意匠、色彩は、周辺の歴史的建造物との調和に配慮すること。	●	●
外構		・道路に面した門・塀等は、周辺の歴史的な塀の位置と揃えた和風の趣のあるものを設け、まちなみの連続性に配慮する。		●	
		・門・塀等は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とする。	●	●	
		・車庫・駐車場・空地を道路に面して設ける場合は、和風の趣のある門・塀等を設けるなど周辺の歴史的まちなみの連続性に配慮すること。	●	●	
		・道路から容易に見ることのできる工作物は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とすること。	●	●	
		・擁壁が生じる場合は、石積み等による修景に配慮すること。	●	●	
	修景基準	・道路に面した塀等は、板塀とし、頭部は、日本瓦葺きとするなど、周辺の歴史的建造物の外構との連続性に配慮すること。	●	●	
		・土蔵の野面積みの石垣が残る箇所は、維持すること。	●	●	
敷地の緑化		・樹木は、できる限り伐採せず、植栽については、季節の彩りを感じる樹種の植栽に配慮すること。	●	●	

項目		景観形成基準	A	B
その他	夜間照明	・ 夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、周辺のまちなみの落ち着いた雰囲気を出すよう配慮すること。	●	●
	その他	・ 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等に合わせてできる限り周辺の景観に調和させること。	●	●

※以下の基準以降は、「A」「B」の使いわけはなく全ての行為に該当します。

項目		景観形成基準
電気及び通信施設		・ 設置は、できる限り避けること。
		・ 原則として高さは、15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないよう、必要最低限の高さとする。
		・ 上部を小さくするなど、安定感のある印象を与える形態とすること。
		・ 鉄塔の構造は、鋼管タイプとするよう努めること。
		・ 色彩は、樹林地が背景となる場合は、茶系で低明度のもの（マンセル値10YR2.0/1.0程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値N4.5程度）、それ以外の場合は、空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値N7.0程度）とすること。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。
		・ 敷地をフェンス等で囲う場合は、設備機器類を含めて茶系で低明度（マンセル値10YR2.0/1.0程度）のものとし、できる限り遮へい効果のある生け垣や板塀等を敷地周囲に配置するよう配慮すること。
自動販売機		・ 外装の色彩は、茶色系又はベージュ系とし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
太陽光発電施設		・ 重点地区内への設置は、できる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周辺景観との調和に配慮する。
		・ 太陽光発電施設の最上部は、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。
		・ 太陽光発電施設（フレームや架台、脚部、附属設備やフェンス等含む。）は、敷地境界からできる限り後退し、植栽などの緩衝帯を設け、道路等の公共の場所から見えないよう配慮すること。
		・ 太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺系若しくは低明度・低彩度の目立たない色彩とすること。

◆開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

項目		景観形成基準
形態意匠		・ 行為に当たっては、できる限り現況の地形をいかし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。やむを得ず生じる場合は、のり面は、緩やかな勾配とする。又は分割するなどにより圧迫感を軽減する。
緑化		・ のり面や敷地の外周などは、できる限り多くの部分を緑化すること。
		・ 緑化に当たっては、周辺の植生と調和のとれた樹種の選定に配慮すること。
		・ 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景にいかすよう配慮する。

◆土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
採取の方法	・土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路などの公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
遮へい	・採取又は掘採の場所が公共の場所から望見できる場合は、背景や周辺景観との調和に配慮し、できる限り植栽又は塀などにより遮へいすること。
緑化	・採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

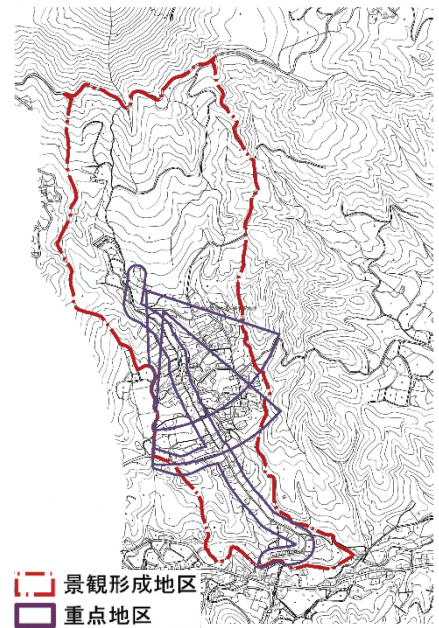
◆屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
集積・貯蔵の方法	・積み上げに際しては、道路や公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、高さをできる限り低くし、整然とした集積又は貯蔵とすること。
遮へい	・積み上げる場所が道路や公園等の公共の場所から望見できる場合は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り植栽又は塀などにより遮へいすること。

⑩ 三多気地区

【景観形成地区】 【一般地区（三多気の桜風景保全地区(中景)）】

【重点地区（三多気の桜風景保全地区）】



《景観形成地区》

- ◆建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

項目		景観形成基準
規模・配置		・できる限り低層とし、集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。 ・城山及び眞福院周辺からの眺望を阻害しない規模、配置となるよう配慮すること。
形態意匠		・屋根は、勾配屋根(できる限り 4/10～5/10)とするとともに、周辺の集落の家並みと調和したものとする。 ・適度な出を有する軒・庇を設けるなど、集落の家並みとの調和に配慮すること。
色	外壁	・建築物等の外壁については、色彩基準表（別表 1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で建築物等の低層部（2 階又は 5 m 以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
外構		・できる限り既存の石積みをいかすなど、現況の集落景観を継承できるよう配慮すること。 ・擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。
電気及び通信施設		・原則として高さは、15m 以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

- ◆開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

山地景観ゾーンの景観形成基準に準じることとします。

- ◆土石の採取又は鉱物の掘採

山地景観ゾーンの景観形成基準に準じることとします。

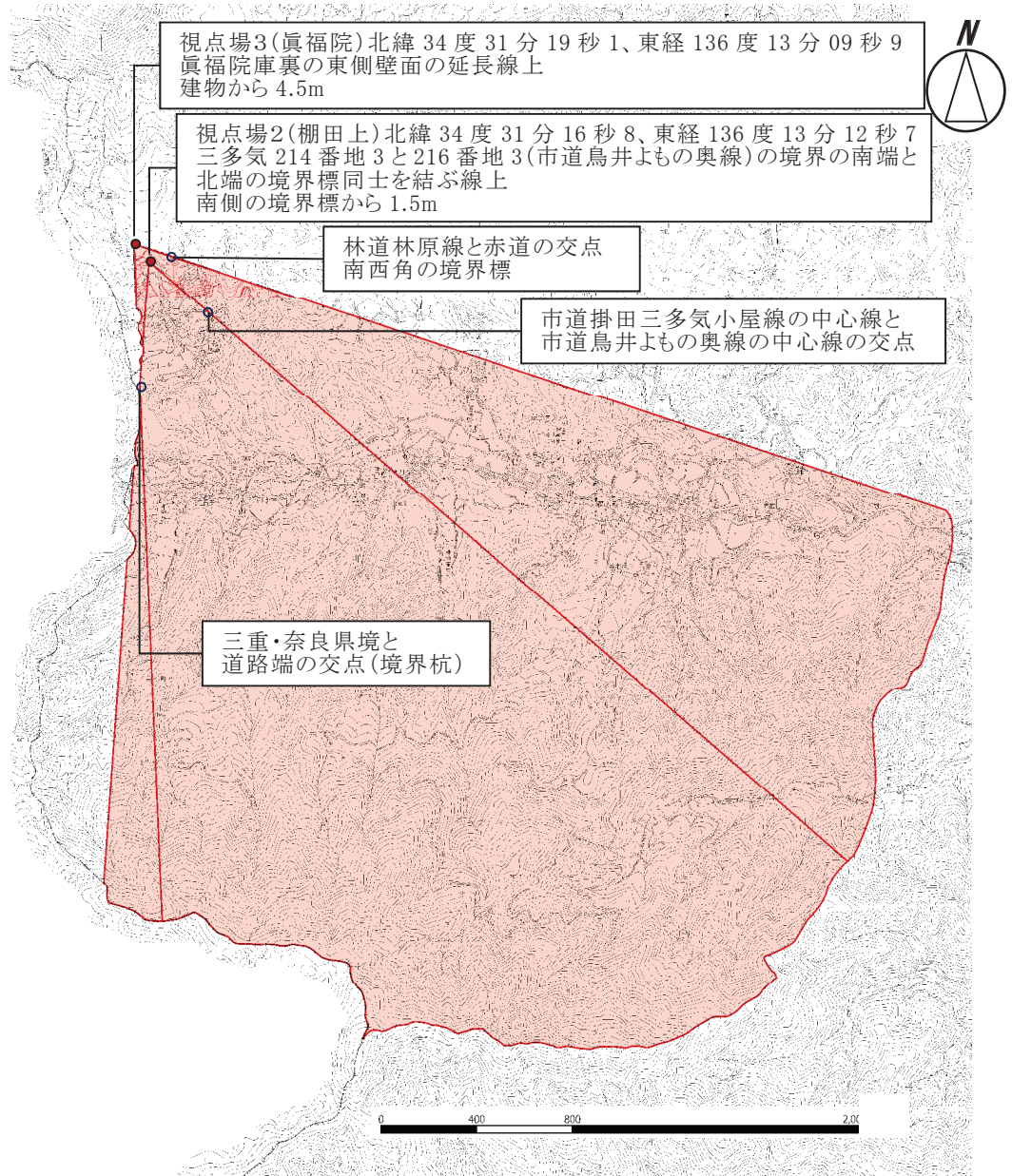
- ◆屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

山地景観ゾーンの景観形成基準に準じることとします。

《一般地区（三多気の桜風景保全地区(中景)）》

◆建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

山地景観ゾーンの景観形成基準並びに景観形成地区（三多気地区）の個別基準に加えて、以下の基準が加えられます。



項目		景観形成基準
規模・配置	規模・配置	建築物等の高さをできる限り抑え、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。
形態意匠	形態意匠	建築物等の高層部や塔屋への過剰な装飾は、避け、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。
	屋根	主体となる建築物等及び塔屋の屋根は、4/10～6/10 勾配のある勾配屋根とするよう配慮すること。
	色彩	アクセント色の使用は、視点場から望見できない部分に限るものとし、良好な眺望景観を阻害しないよう配慮すること。
	素材	視点場から視認できる部分への反射性素材の使用を避けること。
電気・通信施設 太陽光発電施設		視点場からの眺望を阻害しないよう配慮し設置すること。

《重点地区（三多気の桜風景保全地区）》

三多気の桜の伝承としては、理源大師が昌泰年間(898～901)に桜を植えたのが始まりとされています。

また、三多気の桜が古くから景勝地であったことは、戦国時代末期の北畠国永の歌集に記されており、すでにこのころ桜の名所だったことがうかがえます。

このため、名勝指定は、古く、昭和13年3月31日付けで三重県指定名勝「三多気ノ桜」に指定され、その後昭和17年7月21日付けで国指定の名勝として、指定されています。

このことから、今でも三多気の桜の鑑賞地点からの風景は、多くの人に親しまれており、桜を始め、棚田上の田畑、茅葺き型や入母屋型の屋根が地区の景観を特徴付ける農家型の建築物などとともに、風情ある風景がみられます。

農家型建築物

切妻屋根(瓦葺き型)



入母屋屋根(茅葺き型)



農家型建築物 (瓦葺き型)	切妻或いは入母屋・平入り又は入母屋・妻入り日本瓦葺き、下屋屋根は、日本瓦葺き、外壁は、下見板貼りと漆喰塗りの組み合わせとなっている。建具は、美しい連子格子や出格子もみられる。
農家型建築物 (茅葺き型)	入母屋・平入り茅葺き、外観は、下見板貼りや漆喰塗りの組み合わせとなっている。 なお、茅葺き屋根で残る建築物は、1軒であり、その他の建築物は、金属やコンクリート系の屋根材で補修されている。

※表中の「修景基準」とは、歴史的まちなみを後世に継承するため、より積極的に魅力ある景観形成に取り組む所有者に適用される基準です。

◆建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目		景観形成基準
規模・配置		・建築物の高さの最高限度は、2階建てかつ10m以下とし、集落の家並みから突出しないよう配慮すること。ただし、伝統的工法による寺社建築は、この限りでない。
		・道路に面する壁面の位置は、周辺の家並みから突出しないよう配慮すること。
		・駐車場や空地を確保する場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮すること。
形態・意匠	構造	・構造は、木造を基本とすること。
		・やむを得ず鉄骨造等とする場合は、外観が集落の家並みと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮すること。
	屋根	・建築物の屋根勾配は、4/10～6/10とし、集落の家並みと調和したものとする。ただし、伝統的工法による建物は、この限りでない。
	修景基準	・建築物の屋根は、周辺の伝統的建造物と揃え、切妻或いは入母屋とし、日本瓦葺き又は茅葺きとすること。
	軒・庇	・適度な出を有する軒・庇を設けること。これが困難な場合は、集落の家並みと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮すること。ただし、伝統的工法による建物は、この限りでない。
		・軒・庇は、適度な軒の出(60cm以上)を有すること。
	外壁	・外壁は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とするなど、周辺の歴史的建造物と調和した色彩及び素材とすること。
	修景基準	・視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる外壁は、漆喰壁、下見板張り、板張りとする。
	開口部・建具	・視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる建具は、原色(白色を含む。)を避け、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とし、周辺の歴史的建造物との調和に配慮すること。
		・視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる建具は、木製とすること。ただし、木目調にするなど、歴史的建造物と調和したものとする場合は、この限りでない。
		・視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる玄関や窓等の開口部には、格子等の伝統的意匠を用い、周辺の歴史的建造物との調和を図ること。
	附属建築物	・視点場或いは道路等の公共の場所から見える附属建築物は、使用する色彩相互の調和や使用する量、位置のバランスに工夫すること。
	附属設備	・附属設備は、視点場或いは道路等の公共の場所から容易に目立たない位置に設置、配管するよう配慮すること。ただし、暖色系の低彩度の色彩とした場合は、この限りでない。
	修景基準	・附属設備で、視点場や道路から見えるものについては、木製格子等で覆う或いは伝統的な素材とするなど、周辺の歴史的建造物との調和を図ること。
	色彩	・色彩は、集落の家並みとの調和に配慮し、落ち着いた色合いの低彩度とし、マンセル表色系(色彩基準表参照)において各色相に応じ明度・彩度の上限を定める。ただし、着色をしていない木材、土壁等の自然素材については、この限りでない。

項目			景観形成基準
	修景基準	・「屋根」、「軒・庇」及び「外構」の修景基準における日本瓦葺きの色彩は、灰色若しくはそれに類する色（色相5YR～5Y、明度 6 以下、彩度 1 以下と同等の色）とする。	
	素材	・ 反射性のある素材は、使用を避けることとする。	
		・ できる限り自然素材を使用すること。	
看板・案内板		・ 自家用以外の看板等は、設けないこととする。	
		・ 自家用の看板等を設ける場合、形態意匠、色彩は、周辺の歴史的建造物との調和に配慮すること。	
外構		・ できる限り既存の石積みをいかすなど、現況の集落景観を継承できるよう配慮すること。	
		・ 駐車場や空地を道路に面して設ける場合は、和風の趣のある塀や生け垣等を設け、集落の家並みとの調和に配慮すること。	
		・ 視点場或いは道路から容易に見ることのできる工作物は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とすること。	
		・ 擁壁が生じる場合は、石積み等による修景に配慮すること。	
	修景基準	・ 視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる塀等は、板塀とし、頭部は、日本瓦葺きとするなど、周辺の伝統的建造物の外構との連続性に配慮すること。	
敷地の緑化		・ 樹木は、できる限り伐採せず、植栽については、季節の彩りを感じる樹種の植栽に配慮すること。	
		・ 敷地内の雑草等は、視点場或いは道路等の公共の場所から容易に目立たないように、繁茂を避け維持管理に努めること。	
その他	夜間照明	・ 夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、集落の家並みの落ち着いた雰囲気演出するように配慮すること。	
	その他	・ 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等に合わせてできる限り周辺の景観に調和させること。	
		・ 現状の土地利用を出来る限り維持し、風情ある眺望景観を保全するよう努めること。	
電気及び通信施設		・ 設置は、できる限り避けること。	
		・ 原則として高さは、15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないよう、必要最低限の高さとすること。	
		・ 上部を小さくするなど、安定感のある印象を与える形態とすること。	
		・ 鉄塔の構造は、鋼管タイプとするよう努めること。	
		・ 色彩は、樹林地が背景となる場合は、茶系で低明度のもの（マンセル値 10YR2.0/1.0程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値 N4.5 程度）、それ以外の場合は、空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値 N7.0 程度）とすること。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。	
		・ 敷地をフェンス等で囲う場合は、設備機器類を含めて茶系で低明度（マンセル値 10YR2.0/1.0程度）のものとし、できる限り遮へい効果のある生け垣や板塀等を敷地周囲に配置するよう配慮すること。	
自動販売機		・ 外装の色彩は、茶色系又はベージュ系とし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。	

項目	景観形成基準
太陽光発電施設	・設置は、できる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周辺景観との調和に配慮すること。
	・太陽光発電施設は、視点場から見えないよう、できる限り低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。
	・太陽光発電施設（フレームや架台、脚部、附属設備やフェンス等含む。）は、敷地境界からできる限り後退し、植栽などの緩衝帯を設け、視点場或いは道路等の公共の場所から見えないよう配慮すること。
	・太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺系若しくは低明度・低彩度の目立たない色彩とすること。

◆開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

項目	景観形成基準
形態意匠	・行為に当たっては、できる限り現況の地形をいかし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。やむを得ず生じる場合は、のり面は、緩やかな勾配とする。又は分割するなどにより圧迫感を軽減する。
緑化	・のり面や敷地は、視点場或いは道路等の公共の場所から見えないよう、できる限り多くの部分を緑化すること。
	・緑化に当たっては、周辺の植生と調和のとれた樹種の選定に配慮すること。
	・行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景にいかすよう配慮する。

◆土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
採取の方法	・土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、視点場或いは道路等の公共の場所から見えないよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
遮へい	・採取又は掘採の場所が、視点場或いは道路等の公共の場所から望見できる場合は、背景や周辺景観との調和に配慮し、植栽又は塀などにより遮へいすること。
緑化	・採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

◆屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
集積・貯蔵の方法	・積み上げに際しては、視点場或いは道路等の公共の場所から見えないよう位置及び規模に配慮するとともに、高さをできる限り低くし、整然とした集積又は貯蔵とすること。
遮へい	・積み上げる場所が、視点場或いは道路等の公共の場所から望見できる場合は、周辺景観との調和に配慮し、植栽又は塀などにより遮へいすること。

色彩基準表（別表１）

【一般地区】

○山地景観ゾーン

【景観形成地区】

○楠原地区

○一身田寺内町地区

○榊原温泉地区

○多気地区

○奥津地区

○三多気地区

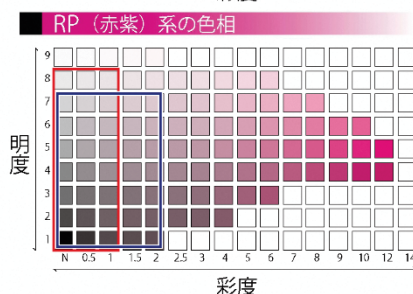
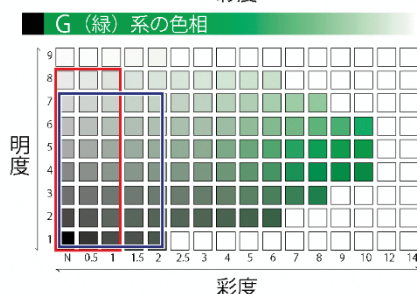
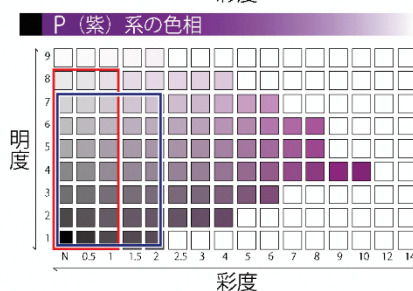
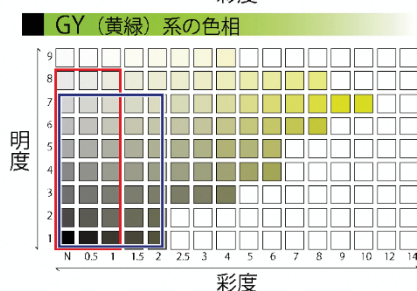
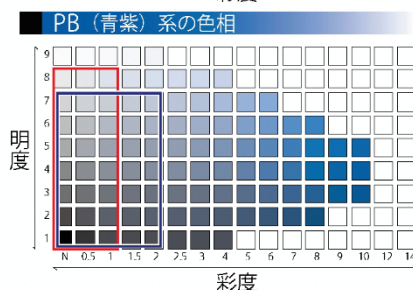
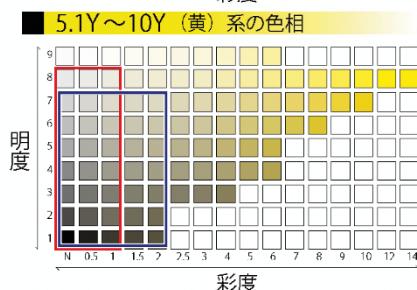
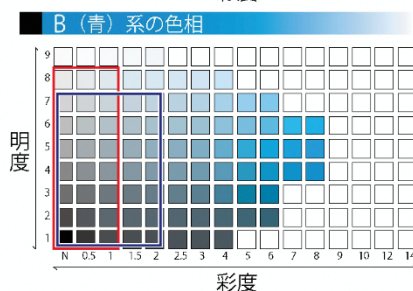
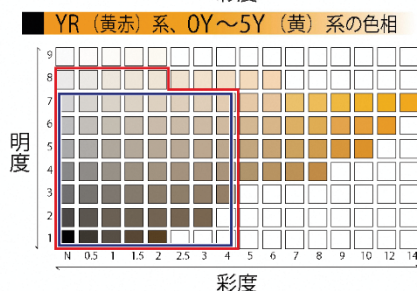
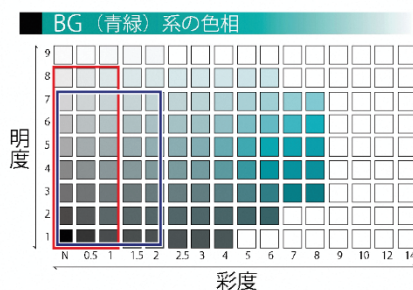
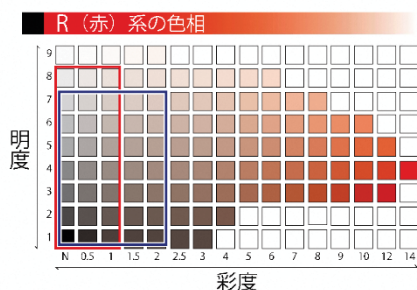
【重点地区】

○一身田寺内町地区

○須郷の里景観保全地区

○三多気の桜風景保全地区

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	YR、0Y～5Y	8の場合	2以下
		8未満の場合	4以下
屋根色	その他	8以下	1以下
	YR、0Y～5Y	7以下	4以下
	その他		2以下



凡例

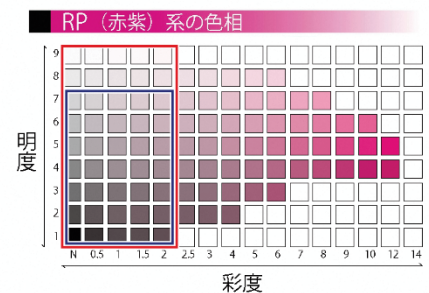
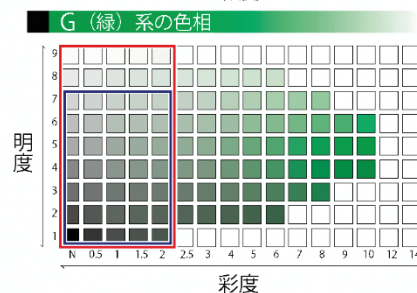
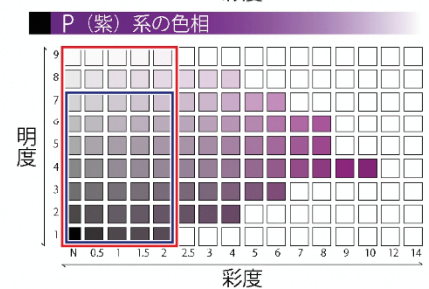
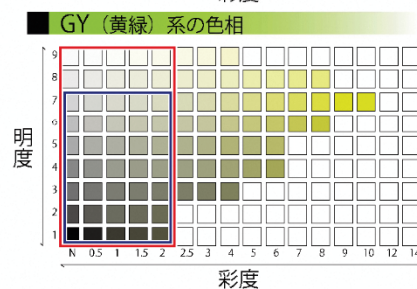
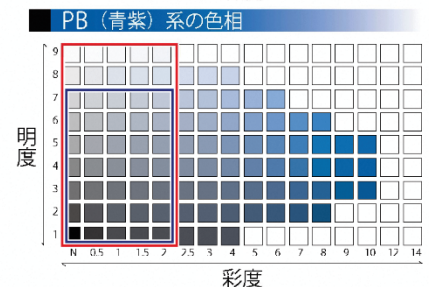
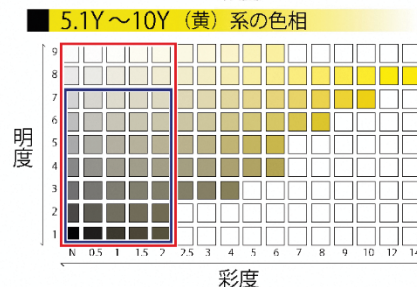
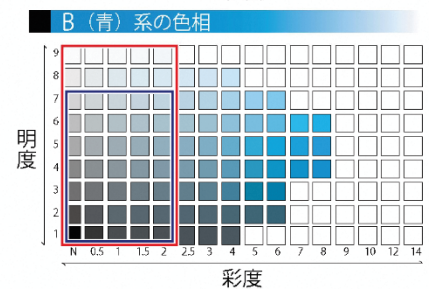
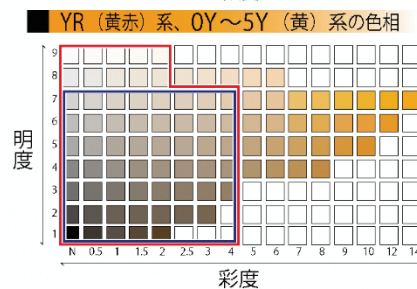
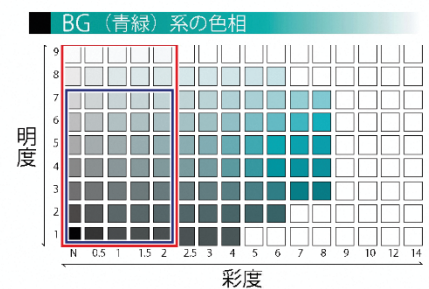
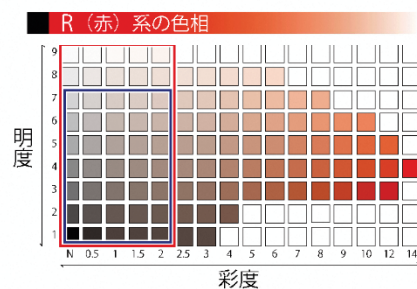
- 建築物等外壁基調色として使用可能な色彩の範囲
- 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲

色彩基準表（別表２）

【一般地区】

○田園景観ゾーン

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	YR、0Y～5Y	8 以上の場合	2 以下
		8 未満の場合	4 以下
	その他	—	2 以下
屋根色	YR、0Y～5Y	7 以下	4 以下
	その他		2 以下



凡例

 建築物等外壁基調色として
使用可能な色彩の範囲

 建築物等屋根色として
使用可能な色彩の範囲

色彩基準表（別表３）

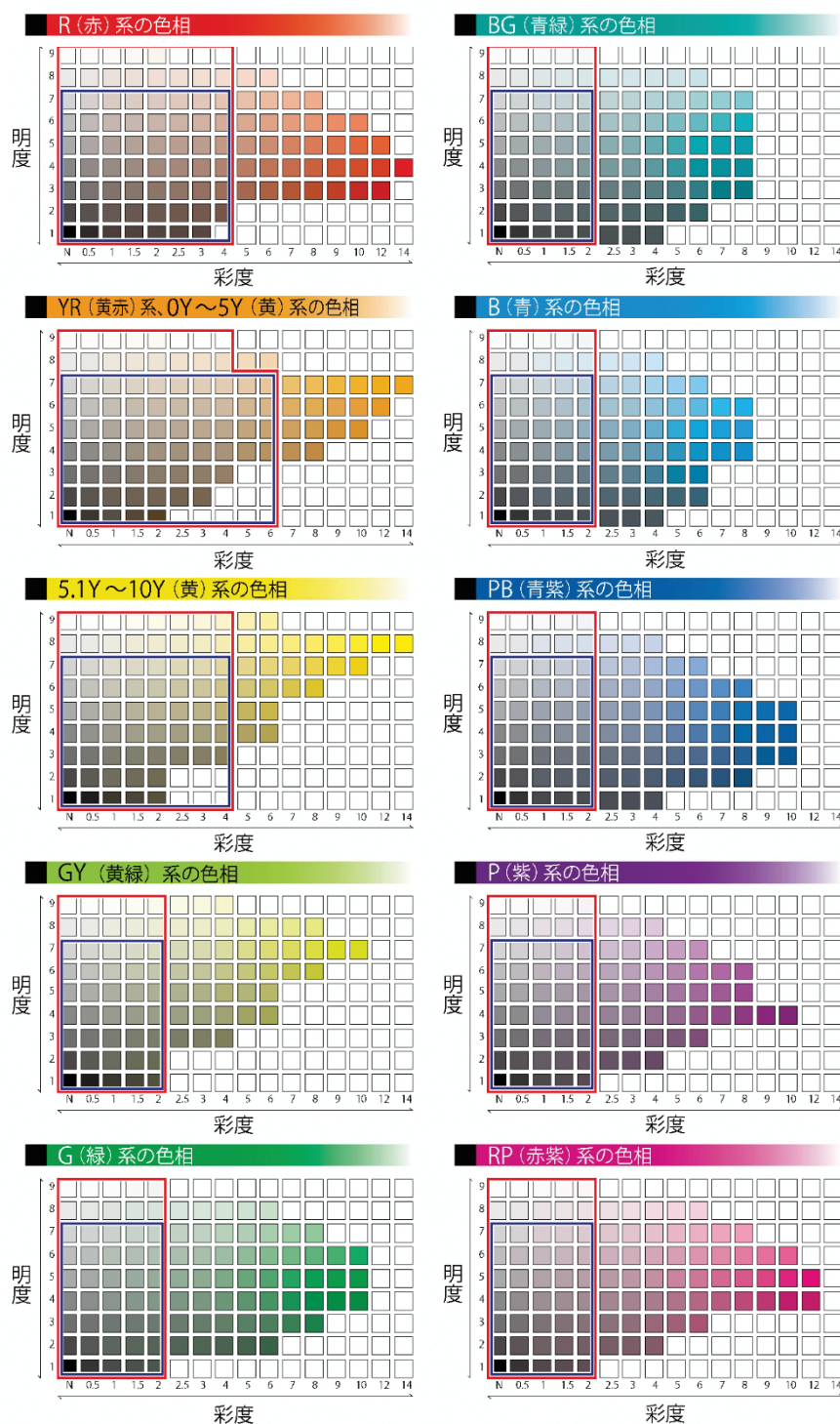
【一般地区】

- 市街地景観ゾーン
- 商業業務地エリア
- 住宅地エリア
- 工業地エリア
- 一般市街地エリア

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	YR、0Y～5Y	8 以上の場合	4 以下
		8 未満の場合	6 以下
	R、5.1Y～10Y	—	4 以下
	その他	—	2 以下
屋根色	YR、0Y～5Y	7 以下	6 以下
	R、5.1Y～10Y		4 以下
	その他		2 以下

【景観形成地区】

- 津駅東地区
- 津駅西地区
- 津城跡周辺地区
- 津なぎさまち
- ・フェニックス通り地区
（第１地区・第２地区）



色彩基準表（別表４）

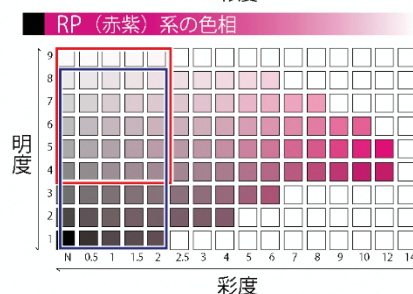
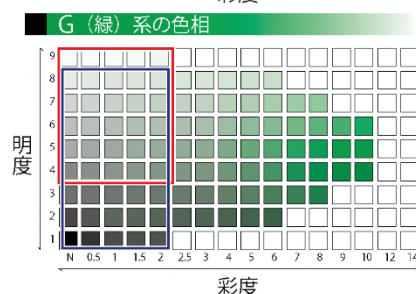
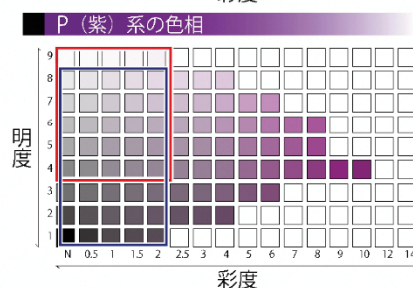
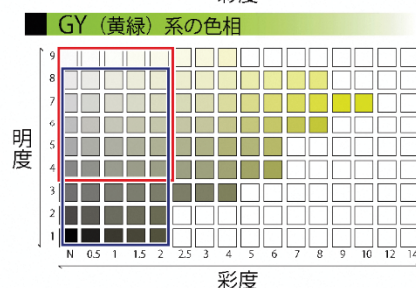
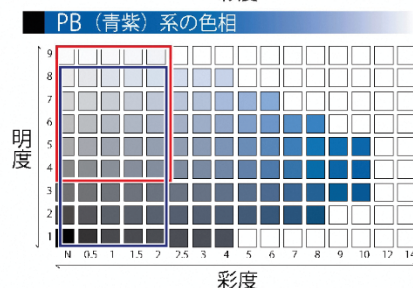
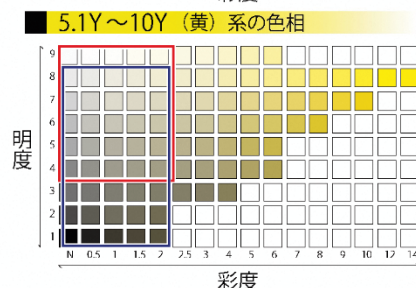
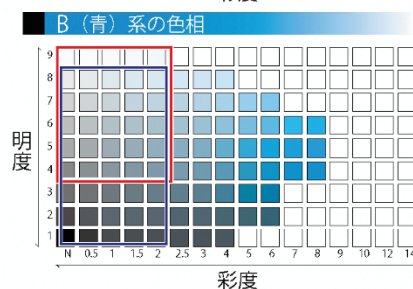
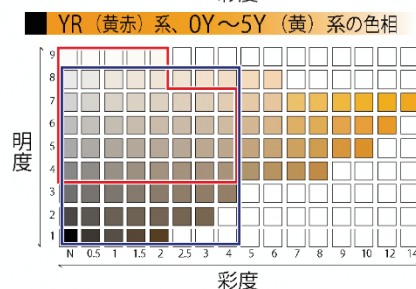
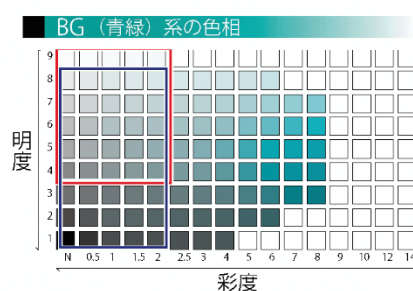
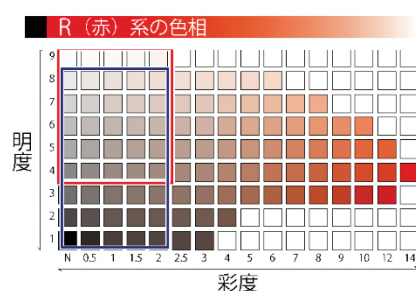
【一般地区】

○市街地景観ゾーン
海岸エリア

【景観形成地区】

○津なぎさまち
・フェニックス通り地区
(第３地区)

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	YR、0Y～5Y	8 以上の場合	2 以下
		4 以上 8 未満の場合	4 以下
	その他	4 以上	2 以下
屋根色	YR、0Y～5Y	8 以下	4 以下
	その他		2 以下



凡例

- 建築物等外壁基調色として使用可能な色彩の範囲
- 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲